記者発表　解禁：取締り実施後

平成２４年１０月１２日
国土交通省東北地方整備局
能代河川国道事務所

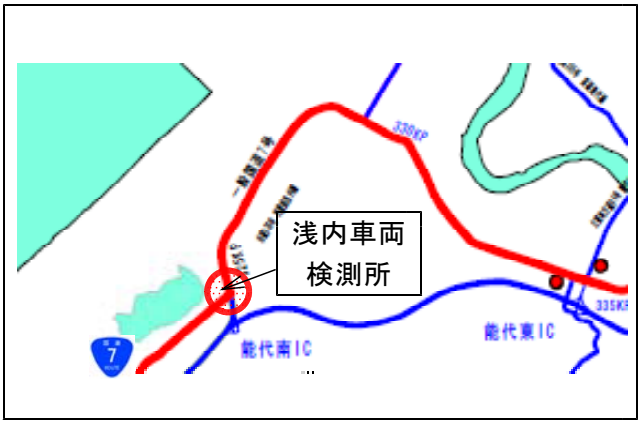
特殊車両の指導取締り等を実施します

～　平成２４年１０月１６日（火）１３：３０～　浅内車両検測所　～

国土交通省能代河川国道事務所では、能代警察署の協力のもと、一般国道７号浅内車両検測所において、特殊車両の指導取締り・過積載車両の取締りを実施します。

この指導取締りは、特殊車両通行許可が厳正に履行されているかを確認するとともに、違反者に対して、道路の保全や交通の危険防止のため必要な措置を命じることを目的として、毎年定期的に実施しているものです。

取締日時：平成２４年１０月１６日（火）１３：３０～（小雨決行）
取締場所：国道７号　浅内車両検測所（能代市浅内字浅内堤下地内）



取締り場所位置図


過去の取締りの様子
（浅内車両検測所（能代市））

【発表記者会：能代市記者クラブ、北秋田市記者クラブ、大館市記者クラブ】

問い合わせ先

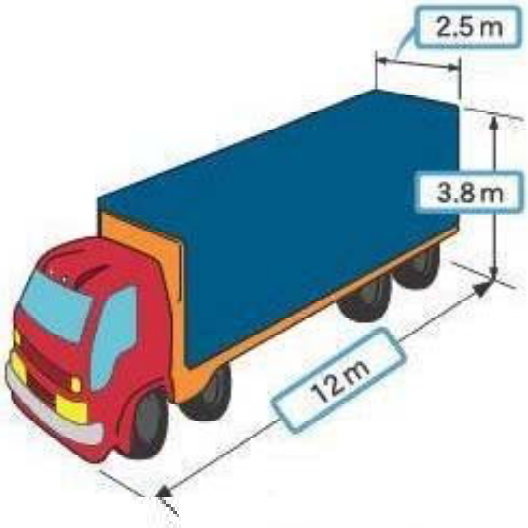
◆国土交通省　東北地方整備局　能代河川国道事務所
副所長（道路）　佐藤　寿昭（内線２０５）
道路管理課長　　三浦　邦彦（内線４３１）
ＴＥＬ０１８５－７０－１１１１（代表）

【参考資料】

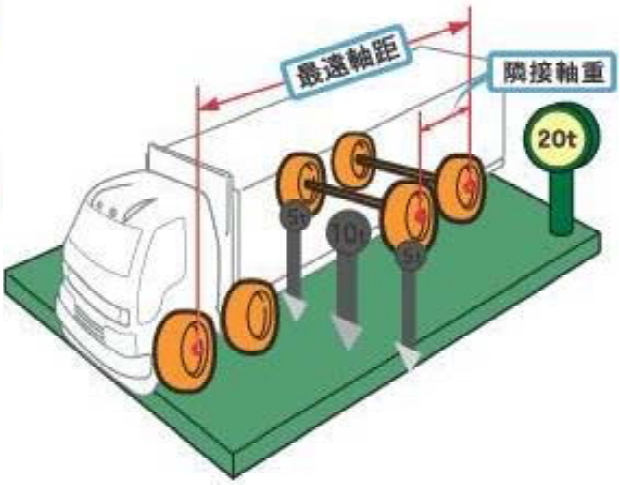
◎道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第４７条第１項、車両制限令第３条）

【寸法について】



【重量について】

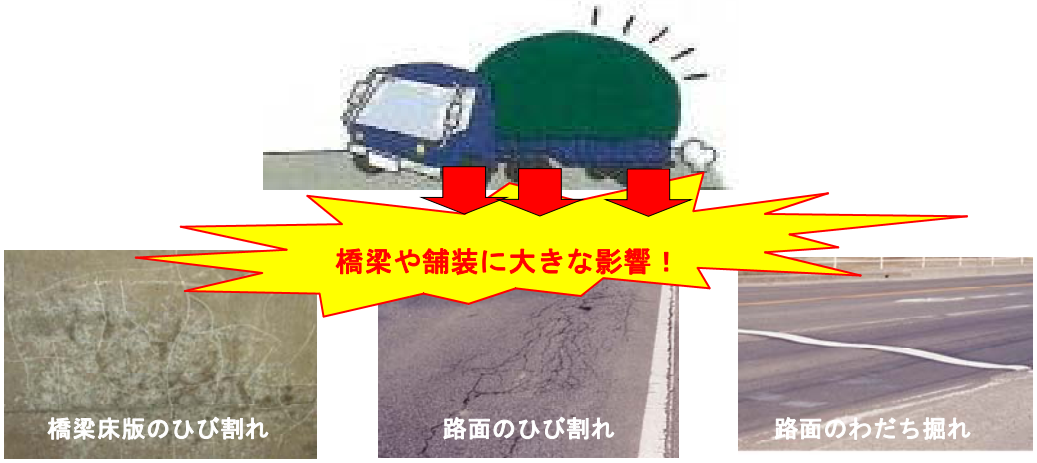


※総重量・高さについては道路や車種により特例あり

これらの制限値を１つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です！

◎道路法に基づく車両の制限

車両が道路へ影響を及ぼす原因の１つとして、重量超過車両の通行による道路への疲労蓄積があげられます。特に橋梁などの構造物や舗装に及ぼす影響（轍（わだち）ぼれ、ひび割れ、橋梁床版の損傷等）は非常に大きいものがあります。



【事例】

特殊車両が関係した重大事故

〇平成23年6月発生
重量物運搬用セミトレーラーが、2車線トンネル内部で積載物を落下。
対向車のドライバーが負傷。約6時間全面通行止め。

▼事故状況▼



▼通行止め状況▼



▼事故原因車両▼





無許可車両

当該車両は、特殊車両通行許可を取得せずに、道路を走行中事故をおこした。